「e-Noteless利用申請書　送付請求書」のご留意事項

記入見本

下記FAX番号宛にお申込下さい（※原本の郵送は必要ございません）

FAX：03-3231-6761

年　月　日

①

登記上本店住所	東京都千代田区丸の内○-○-○
登記上商号	みずほ商事株式会社
代表者肩書　代表者名（またはお届出済の代理人肩書・代理人名）	代表取締役　瑞穂　太郎
日中ご連絡先（ご担当者さまのお名前、電話番号）	担当：鈴木　花子　03-9999-9999

②

実印またはお届出済印

みずほ商事印

e-Noteless利用申請書　送付請求書

貴行作成の「取引先への譲渡のご説明」の内容を理解のうえ、e-Noteless利用規約第5条（利用契約の成立）に基づき、下記2に記載の譲受人利用資格申請書類 送付対象先（以下、「送付対象先」という。）に利用申請書類を送付することを請求します。

なお、当社/私は本請求にあたり、みずほ電子債権記録株式会社および貴行の所定の審査（以下、「審査」という。）により、貴行が利用申請書類を送付できない場合があることにつきあらかじめ承諾するとともに、審査結果は第三者に開示・漏えいしないことを表明します。

また、当社/私は本請求に基づき、貴行が送付対象先に書類を送付し、当該送付対象先から申請があった場合であっても、審査により送付対象先の利用契約の締結、利用者登録および利用資格の取得が承認されないことがあることにつきあらかじめ承諾します。この場合、利用契約締結の可否は、当社/私より直接送付対象先に確認することとします。

記

③

1.申請者登録内容

［取引先への譲渡の申込みを希望する貴社のご契約内容をご記入願います］

e-Noteless番号	△△△△△△△△△△
支払企業名	ABC株式会社

④

2.譲受人利用者資格申請書類　送付対象先

［次の事項は貴社が電子記録債権を譲渡する先（貴社のお取引先）に関する内容をご記入願います］
（みずほ信託銀行が貴社のお取引先に書類を直接お送りします）

登記上本店住所	東京都中央区八重洲□-□-□	A
登記上商号	みずほ物産株式会社	
郵送物送付先住所	〒135-0031 東京都江東区佐賀×-×-×	B
ご担当者所属部署　ご担当者名	経理部　田中　一郎	
ご担当者　連絡先（電話番号）	03-1234-5678	C

以上

＜銀行使用欄＞

［債権者（譲渡人）→MHTB］
（HPﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ対応）

スキャン（e-N番単位）		申請書送付日：		日付：	日付：		
再鑑	オペ	再鑑	申請書作成者	「可」連絡受領	ＳＳ確認	照合	担当

【書類のご提出方法】

・送付請求書の上部に記載のFAX番号宛にご送付下さい。（原本のご郵送は不要です。）

【記入・押印必須】
譲渡人さま（貴社）のお届出済事項をご記入下さい

①

【登記上本店住所、登記上商号、代表者肩書 代表者名】

・貴社の登記上本店住所、登記上商号をご記入下さい。
・貴社の代表者肩書・代表者名をご記入下さい。
（当行にお届けがある場合、代理人肩書・代理人名でのお申込も可能です（※））

②

【実印またはお届出済印】

・貴社のご実印を押印下さい。
（当行にお届けがある場合、使用印又は代理人印でのお申込も可能です（※））
・FAXでお送り頂くため、印影が鮮明に写らない場合がございます。
その場合は、ご送信頂く前に送付請求書を濃いめに白黒コピーして頂き、コピーをFAX送信して頂きますようお願い致します。

（※）「1.申請者登録内容」に記載のe-Noteless番号のご契約においてご登録がある場合に限ります。

【記入必須】
譲渡人さま（貴社）の申請者登録内容をご記入下さい

③

【e-Noteless番号、支払企業名】

・取引先への譲渡をお申込頂く 譲渡人さま（貴社）のご契約対象のe-Noteless番号、支払企業名（貴社の債務者さま）をご記入下さい。
（当行から送付致しました「e-Notelessご利用登録内容のお知らせ」でご確認下さい。）

【記入必須】
譲受人利用者さま（貴社が電子記録債権を譲渡する先）の情報をご記入下さい

④

譲受人利用者資格申請書類　送付対象先

A

【登記上本店住所、登記上商号】

・譲受人利用者さまの登記上本店住所、登記上商号をご記入下さい。
（譲受人利用者さまが個人事業主の場合は、事業主さまの住所・氏名をご記入下さい）

B

【郵送物送付先住所、ご担当者所属部署、ご担当者名】

・譲受人利用者さまの郵送物送付先住所、ご担当者所属部署、ご担当者名をご記入下さい。

C

【ご担当者連絡先（電話番号）】

・譲受人利用者さまのご担当者とご連絡の取れる電話番号をご記入下さい。

【その他ご留意事項】

1．重要事項のご案内

・みずほ信託銀行では、貴社、譲受人利用者さまからご提出頂く書類に基づき事前の審査を実施させて頂きます。当審査によりご契約の締結ができない場合がございますので、予めご了承頂きますようお願い致します。

2．送付請求書ご記入のご注意

・上記項目①～④は必ずご記入・押印下さい。
・ご記入もれ又は相違がある場合は、ご訂正の対応が必要となり、譲受人利用者さまとのご契約手続までにお時間が掛かってしまうことがございますので、十分ご注意願います。